



鳥取県公報

令和8年10月16日（金）
第9831号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（656）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（657）（東部建築住宅事務所）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画等の変更（658）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（659）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（660）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（661）（ 〃 ）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（ 〃 ）・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第656号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更する旨の届出があった事項
岡山事務所の所在地
変更前 岡山県岡山市北区内山下一丁目3-19
変更後 岡山県岡山市北区磨屋町3-10
- 3 変更年月日
令和8年11月2日

鳥取県告示第657号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年10月16日

鳥取県東部建築住宅事務所長 末 好 正 名

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年1月16日 鳥取県指令第202500232574号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡岩美町大字浦富字東出逢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市永楽温泉町563
鳥取不動産ねっと株式会社 代表取締役 土橋 健二

鳥取県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業競争力強化農地整備事業 淀江地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年10月16日から同年11月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第659号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字洗井字西ノ平ル2033の4（次の図に示す部分に限る。）、2033の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年10月15日から令和9年3月15日まで
- 3 作業地域 米子市尾高

鳥取県告示第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市大袋
- 3 終了年月日 令和8年10月5日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年10月16日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		令和8年11月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
 (2) 講習課目
 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年10月16日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年11月8日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和8年11月1日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和8年11月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年11月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年11月10日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。